

平成 30 年度
指定管理者監査報告書

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

企画財政部 政策室

狛江市監査委員

平成 30 年度指定管理者監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

公の施設 狛江市市民活動支援センター
指定管理者 社会福祉法人狛江市社会福祉協議会
所管課 企画財政部政策室

第 3 監査の範囲

平成 29 年度及び平成 30 年 4 月 1 日から 8 月 31 日までの公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

第 4 監査の実施期間

平成 30 年 8 月 16 日から 12 月 18 日まで
現地調査 平成 30 年 11 月 8 日

第 5 監査の主眼

1 所管課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨が活かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は、関係法令等に基づいて適正・公正に行われているか。
- (3) 指定管理における協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 管理に関する経費の算定等は適正に行われているか。
- (5) 指定管理者に対し常時報告を求め、調査し、又は指示する等の適切な指導等が行われているか。
- (6) 業務の履行確認は、事業計画書・定期報告・事業報告書等によりなされているか。

2 指定管理者

- (1) 施設及び財産は、関係法令等に基づいて適正に管理されているか。
- (2) 協定書及び仕様書に基づく指定管理業務は適切に実施されているか。
- (3) 協定書及び仕様書に基づく市への報告、文書等の提出は適正に行われているか。
- (4) 指定管理業務に関する会計処理等は適正に行われているか。
- (5) 指定管理業務に関する出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (6) 指定管理業務に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- (7) 利用促進のための努力はなされているか。

第6 監査の方法

監査の実施に当たっては、公の施設の管理及び運営に係る事務事業が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。

1 施設の概要

- (1) 名 称 狛江市市民活動支援センター
- (2) 所在地 東京都狛江市和泉本町一丁目2番34号
- (3) 施設等の概要

① 建物概要

構 造：鉄骨造
規 模：地上1階建
敷地面積：約403.1㎡
延床面積：約207㎡

② 施設概要

フリースペース
打ち合わせスペース
事務室
その他：トイレ、給湯室、ホール、駐輪・駐車スペース等

2 指定管理者の選定

(1) 選定の経緯

①平成23年度

公募により、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会を運営団体（候補者）として選定。

②平成26年度

狛江市市民活動支援センター開設準備委員会最終報告。

③平成27年度～28年度

平成27年	6月29日	狛江市市民活動支援センター運営準備委員会設置
	10月8日	狛江市市民活動支援センター運営準備委員会報告
	11月5日	狛江市指名業者選定委員会選定
	12月18日	平成27年第4回定例会議決
平成28年	3月31日	協定締結
	4月1日	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで、指定管理者として市民活動支援センターの管理・運営を開始

3 狛江市と指定管理者との主な協定内容及び仕様書（抜粋）

(1) 基本協定

- ① 意 義 管理者の能力を活用しつつ、個人や団体等を効果的にサポートすることで、一層の市民参加と市民協働の推進を図ること。(第3条)
- ② 指 定 期 間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- ③ 管 理 物 件 等 対象物件は、市民活動支援センターの施設本体並びに付属設備及び器具とする。(第6条)
- ④ 業 務 の 範 囲
- ア 事業の実施(第7条)
- ・市民公益活動を支援するための相談に関すること。
 - ・市民公益活動を行っている個人、市民公益活動団体及び行政との連携並びに交流の促進に関すること。
 - ・市民公益活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
 - ・市民公益活動を支援するための施設の提供に関すること。
 - ・その他、支援センターの設置目的を達成するために必要な事業
- イ 支援センターの利用の制限及び停止
- ウ 支援センターの施設本体及び付属設備の維持管理に関すること。
- エ その他支援センターの管理上市長が必要と認めること。
- ⑤ 管 理 の 基 準
- ア 指定管理業務に関する会計と他の事業とを区分して設け、その経理を常に明確にし、経理帳簿を各年度の終了後、5年間保管する。
- イ 支援センターの点検、保守、修繕、清掃等の維持管理を実施し、施設及び設備に不備や故障その他の事故を発見したとき、並びに施設及び設備の変更、改造を必要とするときは、速やかに指定者に報告する。
- 個別修繕は、1件につき概ね10万円以下である場合には管理者の責任において行う。1件につき概ね10万円を超える場合には、指定者の責任において行う。(第10・11条)
- ⑥ 管 理 業 務 の 実 施
- ア 第三者への再委託、権利義務の譲渡、担保に供することの禁止。ただし、専門的な業務及び管理者の主体性を阻害しない程度の事務についての第三者への再委託はこの限りではない。(第13条)
- イ 事故(利用者の負傷、支援センターの毀損又は滅失、非常災害等)については、応急措置をとり、関係者に通報するとともに、速やかに指定者に報告してその指示を受ける。(第14条)

- ⑦ 事業計画書 管理者が、指定期間の各年度に、次の事項に掲げる書類を指定者に提出し協議しなければならない。(第 16 条)
- ・事業計画書
 - ・指定管理業務総括責任者
 - ・指定管理業務の分担に関する事。
 - ・従事する職員に関する事。
 - ・非常時における体制に関する事。
 - ・施設の維持管理に関する事。
 - ・各事業の詳細に関する事。
 - ・その他指定者が要求する事項
- ⑧ 定期報告 管理者は毎月の業務の状況を該当月の翌月 10 日以内に指定者に報告する。(第 17 条)
- ⑨ 事業報告書 管理者は、指定期間の各年度終了後 30 日以内に履行内容を明らかにした報告書を次の事項について事業ごとに記載し、提出する。(第 18 条)
- ・指定管理業務の実施状況
 - ・利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
 - ・指定管理業務の実施にかかった経費の支出状況
 - ・その他指定者が指示する事項
- ⑩ 費用 指定期間中の委託料の総額は、100,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、各年度の委託料は、別途年度協定書で定める。(第 21 条)
- ⑪ 個人情報 狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 8 条及びその他関連法令を遵守する。業務上知り得た秘密等を漏洩、目的外使用してはならない。(第 25 条)
- ⑫ 損害賠償
- ア 管理者は、賠償責任保険および『事業の範囲ア』の事業を行うために必要な保険を付保すること。(第 26 条)
- イ 管理者は施設及び付属設備に損害を与えたときは、指定者に賠償しなければならない。(第 27 条)
- ウ 不可抗力により発生した損害賠償費用の負担については、合理性の認められる範囲で指定者が負担する。(第 30 条)
- ⑬ モニタリング 第三者評価を受けて指定者に報告する。(第 43 条)

(2) 年度協定

委託料 平成 28 年度 30,500,000 円
 平成 29 年度 31,283,000 円
 平成 30 年度 32,527,000 円

(参考) 平成 28 年度～30 年度 狛江市市民活動支援センター指定管理料支払状況

平成 30 年 8 月 31 日現在

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
指定管理料		30,500,000 円	31,283,000 円	32,527,000 円
執行日 及び 支払額	第 1 期	4 月 22 日	4 月 26 日	4 月 20 日
		7,625,000 円	7,821,000 円	8,131,750 円
	第 2 期	7 月 25 日	7 月 21 日	7 月 20 日
		7,625,000 円	7,821,000 円	8,131,750 円
	第 3 期	10 月 28 日	10 月 30 日	未執行
		7,625,000 円	7,821,000 円	—
	第 4 期	1 月 31 日	1 月 31 日	未執行
		7,625,000 円	7,820,000 円	—

(3) 指定管理業務仕様書

- ① 開館時間 午前 10 時から午後 5 時まで
- ② 休館日
 - ・火曜日
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ・12 月 29 日から同月 31 日まで及び 1 月 2 日から同月 3 日まで
 - ・選挙事務等、行政運営上、支援センターの使用が必要となる時
- ③ 緊急時の体制 大雨、台風、降雪等により施設及び機能に重大な支障が生じる場合に備え、職員の非常招集ができる体制を確立しておくとともに、あらかじめ指定者に届け出なければならない。
- ④ 安全の確保等
 - ア 労働安全衛生法、同施行令、同規則、その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努める。
 - イ 安全管理上支障が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じ、かつ、指定者に連絡するとともにその指示に従わなければならない。
- ⑤ 事業概要 市民参加と市民協働の推進を目的として、次のとおり、狛江市市民活動支援センター設置基本方針による 6 つの機能を基に事業を行う。
 - ア 市民活動を支援するための相談に関すること（相談機能）。

イ 市民活動を行っている個人、団体及び行政との結びつきに関すること（マッチング機能）。

ウ 市民活動団体の相互の交流支援に関すること（ネットワーク機能）。

エ 市民活動を支援するための施設の提供に関すること（拠点機能）。

オ 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること（情報収集・発信機能）。

カ 市民活動を支援するための学習の機会の提供に関すること（交流・人材養成・研修機能）。

⑥ 運営委員会 ア 管理者は、狛江市市民活動支援センター運営委員会を設置しなければならない。

イ 管理者は、指定者と協議して委員会の運営方法を定め、委員会の運営を行わなければならない。

⑦ 保守管理業務 ア 消防設備及び空調機の法令点検は指定者が行う。

イ 施設及び設備の保守及び運転管理業務を行うものとし、常に正常に作動することを確認しなければならない。

ウ 建物の用途及び気温の変化などによって経済運転及び快適条件等を勘案して適正に施設及び設備の運転操作、監視を行う。

4 事業概要

(1) 組織

- ・センター長：1人
- ・コーディネーター：4人

(2) 事業の内容（平成29年度）

① 相談・マッチング

- ・相談：273件
- ・マッチング・コーディネート：延べ37件

② 情報の収集と発信

ア ホームページやSNSの活用

- ・ホームページ登録団体：107団体

イ 情報誌「えくぼ」の発行

- ・発行回数：11回
- ・発行部数：各号3,700部

ウ 広報誌「こまえがお」の発行

- ・発行回数：3回
- ・発行部数：各号30,000部

- ③ ネットワーク
 - ア 団体交流事業
 - ・ 2回開催 延べ7団体、16人参加
 - イ 活動団体の情報交換会
 - ・ 4回開催
 - ウ 狛江市ボランティア連絡協議会への参加
 - ・ 第37回ボランティアのつどい
 - エ 近隣及び東京都域の市民活動支援センター等との連携
 - ・ 近隣5市（三鷹市・府中市・調布市・小金井市・狛江市）のボランティアセンター・市民活動支援センター等との連携
 - ・ 東京都域のセンターとの連携
- ④ 拠点機能
 - ア フリースペースの活用
 - ・ イベント利用：20回（個人1、団体14）
 - ・ 展示利用：個人2、団体1
 - イ 寄付文化の醸成
 - ウ 回収活動
 - ・ 使用済み切手、使用済みカード、インクカートリッジ等の回収
 - エ 保険の加入受付
 - ・ ボランティア保険：2,040人
 - ・ 行事保険：275件、6,748人
- ⑤ 交流・人材養成・研修
 - ア わくわくサロン
 - ・ 1回開催 13人参加
 - イ 市民ニーズに基づく事業
 - ・ 第9回福祉講座：2回開催 36人参加
 - ウ 夏体験ボランティア
 - ・ プログラム参加期間：7月15日～9月10日
 - ・ 受入団体数：40団体
 - ・ プログラム数：52
 - ・ 参加者数：81人（延べ232人）
 - エ 体験学習協力
 - ・ 幼稚園・保育園等への支援：12園、延べ27件
 - ・ 小中学校への支援：7校、延べ15件

(3) 利用状況（平成28年度～29年度）

（単位：人・日）

	利用者数	来館理由								開館日数	
		相談	登録	情報発信	情報収集	VO保険	打合せ等	センター事業	団体イベント		その他
28年度	3,262	247	53	47	38	134	1,418	—	—	1,325	291
29年度	5,879	326	37	123	99	191	1,912	1,384	758	1,049	291

5 収支の状況（平成28年度～29年度）

（単位：円）

		平成28年度	平成29年度	増減
収 入	指定管理料	30,500,000	31,283,000	783,000
	事業収入	17,500	4,500	△13,000
	その他	112,571	69,877	△42,694
	合計	30,630,071	31,357,377	727,306
支 出	人件費	24,029,456	24,586,106	556,650
	事業費	3,756,898	2,517,192	△1,239,706
	事務費	2,402,957	2,582,703	179,746
	合計	30,189,311	29,686,001	△503,310
収支差引額		440,760	1,671,376	1,230,616

第7 監査の結果

指定管理者制度については、平成15年6月地方自治法の改正により、公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、同年9月から施行された。この制度は、多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの質の向上や経費の節減等を図ることを目的としている。

狛江市市民活動支援センターは、平成27年度に策定された「狛江市市民活動支援センター設置基本方針」において、狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条に基づき、公募による運営団体として決定していた社会福祉法人狛江市社会福祉協議会を運営団体として指定し、「狛江市市民活動支援センターの指定管理業務に関する協定書」を締結、平成28年4月より運営が開始されている。

狛江市市民活動支援センターの指定管理者である社会福祉法人狛江市社会福祉協議会及び所管課である企画財政部政策室について、指定管理に係わる事務・業務の執行及び管理運営が関係法令等の定めるところにより、適正かつ効率的に執行されているか、提出資料及び関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取するとともに、現地を実査することにより監査を実施した。

なお、指定管理に係る事務・業務の執行及び業務管理運営状況については、関係法令等の定めるところにより、おおむね適正に執行されているものと認められたものの、市が行う指定管理者の管理業務の履行確認及び指定管理者に対する指導監督の一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、以下に述べる。また、指定管理者においても、この指摘事項に関する管理業務について、改善・検討し、適正な事務処理を行うよう要望する。

1 指定管理業務に関する会計について

指定管理業務に関する協定書では、管理者は指定管理業務に関する会計と他の事業とを区別して設け、その経理を常に明確にしておかなければならないと定められている。しかし、指定管理業務の中で発生している備品の使用料やコピー機の使用料収入が運営団体である狛江市社会福祉協議会の歳入となっているものが見受けられた。

このことから、指定管理業務での管理や経費が明確化されるよう、指定者、管理者並びに支援センターの3者において再度確認し、適切に履行されるよう努められたい。

2 指定管理業務従事職員の能力基準について

仕様書に定められている指定管理業務従事職員の能力基準については、指定者は毎年度の事業計画書に添付されている名簿等で届出されているとのことであるが、指定者として各職の資格の確認は行っていないとのことである。指定管理業務従事職員の能力は、指定管理業務を遂行する上で必要な資質であることから規定されているものである。指定者としても責任を持って業務遂行していくため資格の確認を適切に行うよう努められたい。

3 指定管理業務の定期報告について

協定書では、毎月の指定管理業務の状況を翌月 10 日以内に報告しなければならないと規定している。しかし、平成 28 年度・平成 29 年度とも期限を過ぎてから提出されている月が多くあることが判明した。管理者からは業務多忙による遅延との説明があった。翌月 10 日以内に報告しなければならないという規定により、期限を厳守するために作成された報告書に質の低下があってはならないことである。それらを踏まえ、今後の取扱いについては、指定者と管理者とで最善の期間について検討されたい。

4 狛江市市民活動支援センター運営委員会について

平成 29 年度に開催された臨時運営委員会において、出席者と欠席者が同数の会議が開催され、欠席者からは口頭で委任されたことから委員会は成立したとされている。しかし、「社会福祉法人狛江市社会福祉協議会狛江市市民活動支援センター運営委員会の設置及び運営に関する要綱」では、運営委員会は委員総数の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができないとされ、欠席者についてはあらかじめ書面をもって、欠席の理由及び付議される事項についての意思を表示した者は出席者とみなすと規定されている。このことから、当該臨時運営委員会は要綱の規定に反して開催、審議されていることが判明した。

今後は欠席者からの書面での届出等、要綱を遵守した運営に努められたい。

5 狛江市後期基本計画の指標等に係る市民アンケートについて

狛江市市民活動支援センターは 6 つの機能をもとに事業が進められ、利用者数は平成 28 年度 3,262 人に対し、平成 29 年度は 5,879 人と前年度比 1.8 倍となっている。このことから、市内で市民公益活動に取り組んでいる人達に対しては、同センターの利用促進が進んでいると考える。

一方では、狛江市後期基本計画の指標等に係る市民アンケート結果において、市民公益活動に取り組んでいる人の割合は、平成 29 年度 10.9%、平成 30 年度は 11.5%であり、さらに市民活動支援センター「こまえくぼ 1234」については、両年とも約 7 割の人が知らないと回答している。情報発信については、広報誌や情報紙の発行、ホームページの活用等、力を入れているところではあるが、今後も市民活動支援センターの周知度や市民公益活動に対する関心度の向上を図っていくために更なる方策等について検討されたい。